

令和2年玄海町議会定例会9月会議会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和2年9月10日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和2年9月10日午前11時37分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
	会議録署名議員	3 番	宮 崎 吉 輝 君		2 番	山 口 寛 敏 君
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防 災 安 全 課 長	加 納 晴 美 君		企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	脇 山 和 彦 君		健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君	
	農 林 水 産 課 長	山 口 善 正 君		ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君	
	生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範	

令和2年玄海町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和2年9月10日 午前9時開議

日程1 一般質問

令和2年玄海町議会定例会9月会議一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答 弁 を 求 め る 者
7番 友田国弘君	1. 有浦川河口右岸の整備について	町 長
	2. 有浦川の土砂浚渫について	町 長
	3. 海上温泉パレアの温泉施設について	町 長
3番 宮崎吉輝君	1. 法定外公共物の維持管理と整備について	町 長
4番 井上正旦君	1. 廃炉事業に思うこと	町 長
	2. スクールバス、コミュニティバスに兼用のバス停を	町 長 教 育 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。7番友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

おはようございます。ただいま許可をいただきましたので、1番目に有浦川河口右岸の整備について、2番目に有浦川の土砂しゅんせつについて、3番目に海上温泉パレアの温泉施

設について町長に質問させていただきます。

6日、7日に九州地方を襲った台風10号は、大規模な土砂災害や水害が続発して甚大な災害に至らなかったことで、町民の皆様方もほっとされたのではないのでしょうか。また、今回の台風10号においては事前の積極的な避難も功を奏したと思われれます。玄海町においても、防災無線等で避難場所、避難の呼びかけに対策、対応していただきました。今回の避難はコロナウイルスの対策と併せての避難だったので、大変な御苦勞があったろうかと思ひます。

町長、台風が去った後に町民の皆様方からお聞きしました。避難所における職員の懇切丁寧な対応が非常によかったと大変喜んでおられました。職員さんたちにも町民皆さん方からこんな声が挙がったと伝えていただきたいと思ひております。

1番目の有浦川河口右岸の整備について質問します。

本町のほぼ中央を東から西へ流れて仮屋湾に注ぐ東松浦半島最大の河川である有浦川は、延長10キロにも及んでおります。有浦川流域は本町の中心部をなす地域で、諸浦、新田などの集落などがあり、役場をはじめ、郵便局、銀行、農協などがあり、諸浦は公共施設、商業的機能を持つ地域でもあります。

新田地域の有浦川河口の金の手は、唐津方面からの県道加倉仮屋港線の国道204号線が合流しております。町民体育館、教育・文化・スポーツ施設、みらい学園、青翔高等学校、保育園などの公共施設が集まっております。

諸浦区は、有浦川を挟んで右岸側には神社、病院、旧有徳小学校、民家が存在しております。最後の民家から仮屋橋までは約1キロメートルほどですけれども、以前は米や作物等が作られておりましたけれども、現状は、御承知のとおり山林とモウソウダケ等がどんどん成長してしまひまして、人が通れる状態ではありません。

最後の民家までは車が通れる道路はありますけれども、民家から仮屋橋までの里道、または農道は存在しておりますでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。先ほど友田議員さんから避難所開設について職員の対応がよかったということで評価をいただきまして、誠にありがとうございます。また、職員も一層励みになると思ひておりますので、今後も何かありましたらお伝えいたしますとありがたく思ひ

ます。

まず、友田国弘議員の有浦川河口右岸の里道についての御質問に対し御答弁申し上げます。

お尋ねの里道というのは、2級河川有浦川右岸山側の護岸に沿った里道のことかと思えます。この里道は河川の護岸の石積みとほぼ一体となっており、距離は約1キロメートルありまして、道幅はおよそ1メートル程度の未舗装の道路で、車両は通れず、道路の一部区間は草が繁茂しており、歩いて通ることも困難な状況となっております。

このような状況から、この里道を整備すると考えた場合、里道単体としてではなく、河川と一体的に整備していくのが好ましいのではないかと考えており、その方向性でいくように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

ただいま町長のほうから答弁がございまして、里道が約1メートルあるということで、仮屋橋までは里道が確認できました。以前、有徳小学校の隣にありました有浦中学校、私たち、主に仮屋の皆さんだろうと思えますけれども、その里道を通って有浦中学校に通ったという記憶がございまして。

この里道も、平成17年3月だったと思えますけれども、市町村に譲与されまして、維持管理は地域、地元でするようになったと聞いております。この里道については、今、町長から河川と一緒に整備をしたいという答弁がございました。

左岸側の中央に設置してあるダム警報機付近の有浦川中央は大きな石が点在しているところで、そこに水生生物が生息しているとお聞きしましたけれども、どんな生物がすんでおるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町のほうが法定外公共物として管理するようになったのは平成12年4月1日からだと思っております。そちらのほうの間違っておりましたら失礼ですけれども。

それから、ダムの警報機はダムの右岸側になります。（「こっちから行って左側ですね。

中央にダム……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）そちらのほうはもう一度確認したいと思います。

有浦川の水生生物についての御質問に対して御答弁申し上げます。

有浦川にはたくさんの水生生物が生息しております。フナやコイなどの魚や、蛍などの昆虫類、カワセミや鶺鴒などの鳥の姿が見られます。このように町内の山や川、海には様々な生物が生息しておりまして、地元の青翔高校におきましては環境部の生徒たちが有浦川の河口付近で水生生物などについて調査を実施されており、また、玄海みらい学園の児童や生徒たちも海洋学の研究などに取り組んでおります。このように町内での自然環境に対する保全活動が盛んであることがうかがえます。

今後、有浦川のしゅんせつや改修事業に当たりましては、有浦川の多様な生物の生態へ配慮した環境の整備が必要であると考えております。先ほど申しましたように、有浦川にはそういった水生生物がたくさんおるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

今質問いたしました中央側の生物について、青翔高校の環境部が有浦川を調査されたときに、たしか珍しい生物がそこにすんでいるということは以前何回もお聞きしたことがあるんですけども、今現在ここには大小、石が点在しておりますけれども、現在は土砂が堆積してしまって有浦川の生態系を壊し、生物が生息する場所がなくなってしまうのではなかろうかと非常に懸念をしております。

この水生生物が生息している右岸側は水田となっております、1か所の水田では近年まで米の生産をしておりましたが、現在は米作りをやめておられます。ここら付近の地目は田になっておりまして、かなりの平たんな面積があります。右岸側の民家から仮屋までの1キロは畑、田、山林となって、それぞれに地主さんがおっておりますけれども、この里道を整備して、中央右岸側に水生生物が見学できるような公園、また、左側の1キロにおいては桜の植栽をと思っておりますけれども、この公園の設置、桜の植栽についてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

公園の設置についてと桜の植栽についての御質問に対し御答弁申し上げます。

このことにつきましても、繰り返しになりますが、有浦川の河川改修に併せて有浦川に遊歩道や公園が整備されれば町民の憩いの場所として活用できることから、県の河川改修事業と一体とした整備を検討したいと考えております。

最近健康志向の人が多く、最も手軽で簡単な運動としてウォーキングを趣味にされている方が増えておりまして、公園や遊歩道の整備は憩いの場としてだけでなく、今以上に住民の方々の健康維持にも役立てていけるのではないかと考えております。また、その中で桜の植栽による景観の整備なども一つの案として、様々な可能性を検討してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、今後、佐賀県の河川改修事業化までの流れの中で本町との調整や河川整備に対する地元意識の確認などが行われる予定でもありますので、議員の皆様方の意見も踏まえ、県に対して強く要望してまいりたいと思っております。

平成25年3月には渡辺一夫議員から先ほど友田議員が言われた右岸のところに桜の植栽はどうかというお話もあっておりますし、平成29年12月には井上正旦議員から同様の意見がっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

ただいま中央に公園、また桜の植栽についてお尋ねをいたしましたけれども、現在、有浦川の整備計画をしておるということで、それに併せて検討したいということですが、現在、有浦の加倉仮屋港線側には桜が植栽されておりますけれども、右岸側に桜の植栽をすれば、あの一帯は桜の通りとして素晴らしい見学ができるんじゃないかならうかと思っておりますので、ぜひそういう公園設置、または水生生物が見学できるような整備をしていただきたいなと思っております。

それでは、2番目の有浦川の土砂しゅんせつについて質問をいたします。

有浦川左岸側の河川護岸工事は、洪水や高潮などの水害から守るために護岸工事が行われてきました。今後このような河川護岸工事は計画されておるのか、質問をいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

左岸護岸工事の予定についての御質問に対して御答弁申し上げます。

2級河川有浦川は佐賀県が管理されておりまして、有浦川の左岸となる県道側の護岸につきましては有浦川沿いの住宅の裏の部分になります。こちらは佐賀県により既に護岸の整備がなされておりまして、今現在の計画では、佐賀県におきましては左岸の護岸工事は予定されておりません。

今後は、佐賀県により有浦川の改修について事業が進められる際には、必要に応じ既存の護岸に手を加えて整備されていかれるのではないかなと思っております。例えば、河川改修とかがあれば、右岸もですけど、左岸のほうももう少し要望したいということは私自身ちょっと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

左岸側の河川護岸工事はほぼ終わりましたということで答弁いただきました。

毎年、大雨や台風による被害が相次いでおります。昨年8月の佐賀豪雨では1時間に100ミリ、3時間では220ミリを超え、各地で浸水や土砂災害が発生、大町町では油の流出事故まで加わりまして、武雄市、大町町の災害、今年7月には熊本県を中心に襲った集中豪雨、我が玄海町もいつ何どき集中豪雨に見舞われるかもしれません。有浦川も土砂が年々堆積していきますから川底は高くなっております。

大雨に耐えられるように川底をさらって川の容積を増やすために、土砂しゅんせつ工事は今後の防災を考えるとどうしても必要ではないでしょうか。土砂しゅんせつ工事について質問をいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

豪雨時の河川の容積確保についてと思いますが、御質問に対し御答弁申し上げます。

現在、有浦川河口付近では、干潮時には川底の砂や岩が見えます。川底に砂が堆積すると、

議員御指摘のように河川の断面が小さくなり、豪雨時に河川の氾濫を招くおそれがあります。

有浦川を管理されております佐賀県に確認いたしましたところ、河川の管理上、流水断面を確保するために、必要に応じて堆積した土砂のしゅんせつを行っているとのことで、おおよそ3割程度の割合で河積の断面を阻害していることが見られた場合にはしゅんせつをするように管理しているとのことでした。河積の直近の状況確認は昨年10月に行われているということで、現在は土砂の堆積の状況を見て経過観察の状態であるとのことです。

なお、この状態を超えるようなことがあれば予算計上の調整を行い、しゅんせつを行うということでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

有浦川の土砂しゅんせつ工事について答弁がございました。

町長、仮屋橋の下流側には、以前放流したアサリガイが非常にたくさん取れた時期があったと思います。現在では、御承知のとおり、全然そのアサリガイも取れなくなりました。原因は定かではないですけれども、土砂が有浦川に堆積したのも一つの原因ではなかろうかと思っております。ぜひこの土砂堆積については今後検討していただきたい。このままどんどん堆積すれば、この土砂は仮屋橋下流にもどんどん現在も堆積しておりますけれども、いずれはこの土砂の問題も出てくるだろうと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。

たしか4年前だったと思っておりますけれども、土木事務所から役場のほうに見えられまして、有浦川の河川整備計画について会議がありました折に私も出席をいたしまして、河川整備について今後も相互に話し合いを進めながら計画を進めていくことを確認いたしました。その後の河川整備計画についての進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

河川整備計画の進捗状況についての御質問に対し御答弁申し上げます。

有浦川の河川改修につきましては、佐賀県は河川法に定められた手続を踏んで事業化を進

める必要があります。このことから、今現在の進捗としましては河川整備基本方針の策定のための国との事前協議、玄海町との事前協議に取り組んでおられ、今後は関係各機関との協議にも取り組んでいかれる予定です。今年度に入りまして、本町に対し事前の打合せについての調整を申し入れられており、スピード感を持って進められておる状況でございます。今後、本町といたしましても、佐賀県と協力して地元との調整や具体的な河川計画等に関して情報共有をしながら、河川改修事業の早期着手に向けて推し進めてまいりたいと思っております。

先ほど友田議員が申されましたように、下流のアサリガイの収穫等ができなくなったりとか、そういった問題等にも関係しているかと思っておりますので、土木事務所ともいろいろ協議をしながら、そういった対策をしていきたいと思っております。

以前聞いた部分では、岸本町長の頃からですけれども、今、加倉仮屋港線のバイパスができましたが、それができてから有浦川のほうの河川改修に取り組むというようなお話を聞いたか、読んだかと私が思っております。バイパス工事は終わりましたので、河川改修については県のほうも取り組んでいかれるのを、私たちも来られてお話をしていますので、いろいろ計画があるでしょうけれども、先ほど申しましたように地元の方たちの同意等いろんな問題があると思っておりますが、県と一緒に早く改修をして、災害とか、あと下流域のそういった問題等の改善ができるように努力していきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

河川改修については、県、また地元さんたちとの話し合いを進めながら進めていきたいと答弁がございました。また、アサリガイの問題についても、今、町長のほうから答弁ございましたので、ぜひ以前たくさん取れたアサリガイが取れるような対策を講じていただきたいと思いますと思っております。

有浦川の河川整備については、自由民主党玄海支部でも十数年前から佐賀県の連合会のほうに要望いたしまして、連合会のほうは県土整備部に要望します。平成29年度、平成30年度の回答書を見ますと、2年とも全く同じ回答なんですよね。その回答の一つをちょっと読ませていただきますけれども、平成26年度に浸水被害が発生する緊急性の高い新長倉橋付近から下流1,000メートル区間においては測量の調査を実施し、玄海町との調整を図りなが

ら河川整備計画に向けた準備を進めていますとの回答なんです。測量等の調査をして既に7年が経過しております。整備計画は、多分、川の拡幅工事及び民家の移転も含んでおるのではなかろうかと思っております。この移転交渉等の調査をしながら河川整備計画が完成するまでには相当な年月を要するのではないのでしょうか。

町長、令和元年台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のため河川等のしゅんせつ、堆積土砂の撤去等が重要、このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業の特例措置が創設されました。有浦川も対象事業に該当するのではなかろうかと思っておりますけれども、この緊急浚渫推進事業、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほど友田議員が言われました自民党からもですね、政調会のほうから県へ要望されておると聞いております。また、令和元年台風19号は佐賀県に甚大な被害をもたらしました。私も有浦川のそばに住んでいて、また、これまでも床上浸水、床下浸水も経験しております。そういったことを踏まえまして、県のほうに要望もこれからしていきますし、先ほど申されました緊急浚渫推進事業、そちらのほうもですね、この状況に応じないとできないかもしれませんが、そういったことも要望していきたいと思っております。

私も総務常任委員会委員のときに、安全パトロールで町内をずっと回るときに有浦川も回っておりました。そのときに土木事務所の方たち、県の方たちにお話すると、どうしても川幅を広くしないと難しいということも聞いております。実際、私も近くに住んでいて、大潮満潮時はあんまり道路に余裕がありません、裏の山手のほうを見てもですね。そういったときに大雨が降れば氾濫するのは目に見えて間違いないなというのも感じていますし、身近に住んでいるだけに、余計にそういった災害を心配しておりますので、できるだけ私も県のほうに要望していきたいと思っています。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

ただいま町長のほうから答弁がございまして、有浦川河川工事ですけれども、台風9号が来たとき、私、6時半頃からですね、かなり風が吹きましたので、諸浦付近、もちろん地元の仮屋もですけれども、大菌、値賀辺りまで、どういう被害があったかなと思ひまして自分で巡回しましたところ、旧有徳小学校の右岸側ですね、ちょうど真ん中辺りは、潮も満潮の1時間半ぐらい前の時間だったと思ひますけれども、既に道路はつかつとつたですよ。だから、満潮のときにはあそこの道路は通れないような状態にいつもなっておるんじゃないかと、そういう状態なもので、ひとつ河川改修工事は緊急に検討していただきたいと思っております。

それでは、3番目の海上温泉パレアの温泉施設について質問いたします。

海上温泉パレアは、福祉と観光の拠点として平成16年にオープンしております。今年で17年目になろうかと思ひます。1階には大浴場、ラウンジ、休憩室、プール、2階には家族風呂、トレーニング室、レストラン、3階には多目的ホール等の施設が町民皆様、また町外皆様、観光客の方に利用されてきました。

オープン以来、数回のリフォームがなされました。大浴場、サウナ、休憩室等が実施されてきました。パレアの年度別利用状況、年度別の売上状況を調べてみますと、大浴場、家族風呂、休憩室、プール、トレーニング室、喫茶——軽食ですけれども、レストラン、物産等の年間売上げを見ますと、お風呂利用者の売上高が全体売上げの約38%前後を占めております。令和元年度の年間入浴者は8万3,477人となっておりますので、当海上温泉パレアの温泉の人気が高いということではないでしょうか。パレアの年間利用者は、過去5年間で平均してみますと8万7,000人ぐらいの人が年間利用されているようでございます。

海上温泉パレアは、福祉、観光の拠点として位置づけられております。入浴者、利用者数を増やす工夫、施策をしなければならないと思っております。大浴場の2階にトレーニング室がありますけれども、このトレーニング室の利用者は、元年度は年間633人、1日の利用者数は1.7人となっております。この部屋に岩盤浴を設置すれば年間利用者数が増えるのではないのでしょうか。岩盤浴の設置についてをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

岩盤浴の設置についての質問に対し御答弁申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、玄海海上温泉パレアにつきましては、平成16年度の開館以来、売上げが減少し、毎年度、赤字経営が続いている状況です。また、利用者数についても減少傾向が続いており、早急に健全な経営状態へ転換することが大きな課題となっていることは認識しております。

このような状況の中、現在、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、指定管理期間を3年から5年に延長し、来年4月からの指定管理者を募集しているところでございます。

今回の募集に当たっては、利用料金や休館日の設定、施設の経営方針など様々な提案をしていただき、10月下旬に指定管理者の選定を行い、議会の12月会議には指定管理者の議会承認をお願いしたいと考えておるところでございます。

御提案いただきました岩盤浴の設置についてですが、県内の温浴施設においても設置しているところがあると聞いております。また、岩盤浴は美肌づくりや健康的な体づくりのサポート、疲労回復、リラックス効果などが得られ、特に女性に人気があります。最近では、岩盤浴ではありませんが、サウナブームが起きているようです。

玄海海上温泉パレアのにぎわいをつくるためには、岩盤浴の設置を含め、シーデッキや福祉棟2階などの未利用空間、先ほど友田議員が言われましたが、トレーニングルームなどの既存施設の利活用について、新たな指定管理者をはじめ、関係者と協議しながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

御意見のトレーニングルームに新たに岩盤浴を造るとなると、どのくらいかかるか、そういったところもまだ検討しておりませんので、どのようなやり方ということも、ちょっと今ここで答弁はできませんが、今後そういった新たな施設を設置することによって来場客を増やす、そういったことは、皆さんからいろんな意見を聴きながら、できる限りのことは努めていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

ただいま岩盤浴について町長のほうから答弁がございました。また、岩盤浴の効果についても説明がありましたように、非常に女性方に人気があるんじゃないかということで、今後、協議しながら入場者が増える方向で施策をしたいというお答えがありました。

海上温泉パレアの利用者のほとんどの人たちは入浴が目的ではないでしょうか。先ほど岩

盤浴の設置について質問しました。岩盤浴を設置してある一番近いところでは、巖木温泉佐用姫の湯に設置してあります。私自身も岩盤浴を体験したことがないもので、先月末に岩盤浴を体験してまいりました。巖木温泉に岩盤浴を設置されたのは11年前ぐらいではないでしょうかと支配人がお話をされておりました。

岩盤浴を設置してある場所は、平面に設置され、また、部屋が暗いために照明付きの部屋ではなかろうかと思われまます。海上温泉パレアのトレーニング室に岩盤浴を傾斜をつけて設置すれば、仮屋湾、天狗岳を展望しながらのロケーション、いかがでしょうか。

また、本年度は海上温泉パレアにおける専門家による市場調査が実施されました。調査の意見書を見ますと、年間利用者8万7,000人の町内、町外の利用比率のデータ、それぞれの施設の利用の検証、ホテル、レストラン等には必ず設置してあります利用者たちの意見を入れる意見箱設置、これらは全て集客回復の必須条件だろうと思っております。

町長、今回の専門家による調査意見書を踏まえまして、どのように活用されているのかをお尋ねいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

まずはトレーニングルームに岩盤浴ということですが、岩盤浴も佐賀県には5か所ぐらいあるように聞いております。トレーニングルームに設置できればいいのですけれども、防水対応とか、そういったことも考えると様々な——もともとそういった形では造られておりませんので、そういったことも協議しながら検討はしていきたいと思っております。

また、意見箱設置も、できれば新しい指定管理者の下、今の状況でもいいですけれども、そういったことも検討していきたいと思っております。

サウンディングの市場調査の件だと思っております。パレアができるとき、私たち、友田議員も私も同期の議員でしたが、ちょうど就任した頃、パレアの設計図ができておりました。今から造るということである程度できておまして、そして、指定管理者制度というとも佐賀県の中で一番最初に取り入れて、パレアを指定管理者として設置したわけです。

私も元商売人ですから、その当時の私の思いでは、指定管理者はその場をお借りするんだったら指定管理料がなくてされるのかなと思っておりましたけれども、今考えてみると、その設計自体が指定管理料をいただいて指定管理者としてなるというような形でされてお

ました。そしてまた、当初は47,000千円ほどの指定管理料で運営されております。民間のノウハウで営業するのが一番効率的、そしてまた営業的にうまくいくんだと思っております。

それから十数年、そして、このパレアの状況がずっと指定管理者さん、今で4件目ぐらいだと思っておりますけれども、なかなか赤字続きで、当初は2億円ぐらいの売上げがあったのが今は75,000千円程度で、半分以下、右肩下がりでずっと下がっておりますし、指定管理料の問題、そういったこともサウンディングしていただきまして、やはりいろんな業者さんの話を勘案して、情報を聞いてみますと、全員協議会するときにも45,000千円ぐらいの指定管理料が妥当じゃないかということで、こちらのほうから議会の皆さんのほうに説明をしたところでございます。

また、よりよい運営をするためには休館日も設けた方がいい、それと先日、入湯税も減額したところでございますし、町内の方たちの料金をもう少し安くするとか、そういった施策もいろいろ考えていかなければならないと思っております。

ほとんど全員協議会ときに御提案した方針でということで、パレアのサウンディング調査から今申し上げておりますが、そういった形で、やはり十数年過ぎて老朽化し、改修することもだんだん出てきました。そして、長寿命化を図りながらパレアのよりよい運営を私たちも考えていかなくちゃならないと思い、サウンディング調査をしたわけですが、この結果を踏まえて、またパレアが生まれ変わって、皆さんに喜ばれる施設、そして、内容的にもよくなって観光客ももっと増えるような、そういったパレアにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

以上で友田国弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 45 分 休憩

午前 9 時 55 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。3番宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

3番宮崎でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は法定外公共物の維持管理と整備についての1点を通告させていただいております。

法定外公共物というと、あまり聞き慣れない言葉だなと思われる方も多いかと思えます。法に定められていない公共物という意味ですが、一般的に公共物というと、住民みんなで利用することができる道路や河川、また水路などをいいますが、国道や県道、町道として認定されたものは道路法という法律が適用されます。また、国が管理する1級河川や県が管理する2級河川は河川法という法律が適用されますので、これらを法に定められた公共物ということで法定公共物と呼びます。この法定公共物以外のものを法の定めがない公共物ということで法定外公共物というふうに言われております。

例えば、道路でいえば県道や町道として認定されていないもので、よく農道や里道といった呼ばれ方をしますが、車も通らないような小さなあぜ道のようなものから、上場開発事業で整備された幅の広い立派なものまで大小様々です。また、水路についても雨水を排水するだけの小さな溝や用水路と兼用となっているものなどがあります。要するに法務局の図面に載っている地番のない白地の部分がほぼこれに該当します。

これらの公共物は以前は国の所有ということになっていましたが、国の地方分権推進計画に併せて法律が改正され、約15年くらい前に国から各自治体に譲与され、現在は町が管理する財産となっています。

この法定外公共物の維持管理については、以前からの慣習で地元管理という考え方を町としては持ってあると思います。しかしながら、人口減少や高齢化の進捗によって地元では手に負えない状況になりつつあります。当然、自分たちが利用する道路の草刈り作業などは関係者で行うべきだと思いますが、老朽化した構造物の補修や維持管理まで全て地元で行ってくださいというふうに考えてあるのか、まず、町として法定外公共物の維持管理について基本的な考え方を示していただきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

宮崎議員の法定外公共物の維持管理についての基本的な考え方はの御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほど宮崎議員さんから法定外公共物については詳しく御説明していただきました。答弁

に当たり重複するかと思いますが、お許してください。

宮崎議員も御存じのように、一般的に言われる法定外公共物とは、道路法、河川法及び下水道法の適用及び準用を受けない道路、河川及び水路のことをいいます。道路法の適用を受ける道路とは国道、県道、町道などでありまして、河川法の適用を受ける河川とは国管理の1級河川や県管理の2級河川、町管理の準用河川でございます。

本町の河川につきましては、県管理の2級河川であります座川、有浦川、志礼川などがございまして、町管理の準用河川は黒形川の1河川となっております。また、町内の国道、県道は県が、町道は町が維持管理をいたしております。

御質問の法定外公共物の道路や水路の維持管理につきましては、機能管理は地元関係者で、財産管理は町で行っておるところでございます。

この法定外公共物の財産管理が町で行われるようになった経緯といたしましては、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第113条により国有財産特別措置法第5条第1項が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられ、平成12年4月1日からこの規定が施行されることとなりました。このことを受けて、町といたしましては平成13年度から平成16年度にかけて町内の国有財産の抽出作業を実施いたしまして、これまで管理者でありました県と譲与契約を締結し、国有財産であった法定外公共物が町に譲与されたところでございます。

譲与される以前から機能管理は地元でという取扱いがなされておりましたので、町への譲与後も引き続き機能管理は地元でという取扱いをされているものでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

質問と答弁が同じようになりましたけれども、町としては今までどおり法定外公共物については地元管理という考え方ですね。ですけれども、だんだん時代の流れに沿わなくなっているんじゃないかなというふうに私は思います。この件については、また後のほうで質問をしたいと思います。

今回の質問をしようと思ったきっかけなんですけれども、諸浦地区の雨水排水をする幹線となる水路があります。この水路は用水路と兼用になっています。この用水路は新田の田んぼのほうに水を運ぶ用水路になっていますけれども、長倉の吉富建具店さんの横に井堰があ

りますけど、そこから取水して、役場の前を通って、そこから、あけぼのやの裏、町長宅の前辺りですけれども、それからAコープの駐車場の下を通る。それで、佐賀銀行の裏、郵便局の裏を通って、元末広寿し、今はもめんという料理屋さんになっていますけれども、そちらのほうに流れていく。諸浦地区としては重要な路線、また、用水路としても重要な路線なんですよね。

それで、新しい料理屋さん、もめんができましたので、以前行った折に、あそこの裏にはベランダがあります。ベランダに出てみて、たしかこの下には諸浦地区の雨水を排水する水路があるはずだ、しかも、用水路も兼ねて重要な路線だというふうに私は思っていたので、てっきり整備が終わっているだろうな、どういう整備をされているかなと思って下のぞいてみて、ちょっとびっくりしました。全くの未整備ですね。ちょっと写真も出していたかと思うんですけれども、（モニターを示す）これがちょうどもめんの裏の状態です。左側の石積みはもめんの宅地のほうの石積みなんですよね。底張りもない、石がごろごろ、そして、右側は田んぼだったと思いますけど、右側の護岸——護岸というか、土羽というか、それもない。だらっと流れたような状態です。これを見てびっくりしまして、私は直感的に、これだけ重要な水路を今まで整備してこなかったのは、やっぱり行政の姿勢、考え方、まちづくりの基盤となる施設を整備するその考え方をちょっと疑問に思いました。ですから、今日質問をしようというふうに思いました。

これについて、これを質問してくれと頼まれたわけでもありません。地元から要望があるかないのか、それについても確認はしておりません。ですから、後日ここをずっと歩いてみて、ちょうどもめんのところからAコープのところまで150メートルぐらいあります。その間が全く未整備ですね。Aコープから上流はずっと、役場の前にしろ、長倉のほうに至るまで整備がなされています。何でここを整備されなかったのかなというのが一番疑問なんです。

この区間の中にもう一つ私が疑問に思うのがあります。（モニターを示す）これは郵便局のところの写真ですけれども、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、奥のところに四角に見えるあそこは暗渠になっています。その暗渠の上には郵便局の建物が建っています。

郵便局に尋ねたんですけれども、この建物はいつ頃建ったんですかと言うと、平成15年に郵便局が建っていますと。それまではこの水路から県道側ですね、その分だけしか敷地はなかったと。改築計画に併せて裏の田んぼを買って増築をされています。ということは、その

とき、当然これだけ重要な水路があるわけですから町に相談もあっているはずなんですよ。そして、あのような暗渠にして上に家が建ってしまっています。郵便局は公的な機関ですから、それほど問題が起きないかもしれませんが、今後どういうふうになるか分かりませんよね。郵便局が統廃合とかなんとかで民間に払い下げたりとかする場合もあるわけですから、もし個人とか民間に払い下げられて、理解のない人だったらこの水路は、多分ここは個人所有という話でしたので、個人の土地で、地目は用悪水路ということになっていると思いますけれども、これを撤去してくれと言われたらどうしようもないですよ。

全くこれと同じような経験で私は苦労したものですから言いますけれども、こういう場合は、要するにその水路の分だけ地上権というのを設定しとかにやいかんと思います。地上権は土地の上だけに権利を設定するものじゃありません。地下にも設定できます。これは区分地上権という名前になっていますけれども、要するにあのボックスになっている断面の部分ですね、幅が何メートル、高さが何メートル、そこに町として権利を設定して登記をしておかないと後々困るようなことになります。権利を設定するということは、当然その持ち主の方にある程度の費用は払わないといけません。買取単価まではいきませんが、その何割か支払いをして権利を設定しておく。当然そういうことをしておくべきところをされていない。そして、ボックスも郵便局に造らせてしまっている。そういうところが物すごく理解できないというか、そういうところですよ。

それで、町長は、家の前辺りですから小さい頃からずっとこの水路を見てこられて感じられるところがあるかと思いますが、郵便局が建てて17年間、その間、全く手をつけていない。なぜ今まで整備しないのか、できなかったのかですね。それと今までの経緯。

それから、こういう雨水排水と用水が兼用になっているところは所管が違いますから、役場でいうと、まちづくり課と農林水産課ということになりますよね。兼用水路は、担当課間でそっちの管轄だろう、そっちの管轄だろうということでお互い譲り合いをすることが多いんですよ。多分そういうことが今までもあってきているんじゃないかと思います。譲り合いという言葉は日本人の美德とするいい言葉かもしれませんが、別な言い方をすると押しつけ合い、そういうこともあるのかなと思います。それは確認はしなくていいんですけども、そういうことが理由で遅れてきている面があるのかな、あるんじゃないのかなという気がしないわけでもありません。

整備しない、できない理由と今までの経緯、あるいは地元の要望等がどうなのか、それが

ら、担当者間の協議、調整等はどのように行われているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

諸浦地区のAコープからもめんまでの排水路兼用水路が未整備である。幹線となる排水路でありながら整備しない理由と経緯はどうなっているのか。また、用排水路兼用となっており、担当課間の調整はどうなっているかの御質問に対し御答弁申し上げます。

御質問の水路は、先ほど宮崎議員が申されましたが、有浦川の水を長倉地区内で取り込み、新田地区の水田へと導く用水路の一部となっております。

御質問にありますように、この水路には排水も流されるため、排水路を兼ねた用悪水路となっております。これまでこの水路は主に新田地区の水利関係者により維持管理をなされてきておりまして、御質問にありますように、Aコープからもめんまでの区間の水路は過去に整備されたままの石積みや土水路の状態で古く、新田地区の水利関係者や地元の諸浦地区から水路の改修について町に相談をされているところでございます。

議員御指摘のなぜこれまで整備をしなかったのかについてですが、この間につきましては個人所有の名義となっておりますので、これまで地元で管理してあるものと認識しておったところでございます。よって、この区間においては法定外公共物ではないということになります。しかしながら、議員御指摘のとおり幹線水路的な役割となっておりますので、現在、法定外公共物の水路の担当であるまちづくり課と農業用の水路の担当である農林水産課とで整備する方向で調整を行っているところでございます。

私も農業委員に就任しましたときに、こういったことを下流の田んぼの関係者の方からお聞きしまして担当課にお話ししたところでございます。これまで、先ほど議員が申されましたように済んでおりませんでしたので、地権者さんもいらっしゃいますので、まちづくり課と農林水産課とで押しつけ合いとか、そういったことは今までもあっていない状況だと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

個人所有地だから地元で管理をされているんだろうと思ってきたということですがけれども、その間、これだけの重要施設を整備しようという思いもなかったのかなと。これは以前の話ですから、今の町長に言ってもどうしようもありませんけれども。それから、現在、まちづくりと農林水産課のほうで整備する方向に向かって検討をしているということですね。脇山町長になって動き出したのかなというふうに理解をしておきたいと思います。

それから、法定外公共物の話に行きますけれども、いろんな法定外公共物——町道以外の分ですね、地元のほうから区長さんを通じていろんな要望が出てくると思います。それについて担当課は多分、これは法定外公共物ですから地元管理ですよという一言で、区長さんなんかカウンターでそのまま引き下がらざるを得ないというふうな格好になっているんじゃないかなと思います。私も区長をしているときにそういう経験をしました。町ではできませんと。

だから、そのときにどうしてもやりたいのであればというか、する方法として、農林水産課のほうで所管している農地・水——農地・水、農地・水と言いますが、今は多面的機能支払交付金という事業がありますね。そちらのほうでできるんじゃないですかということで、多分まちづくり課で断られたら農林水産課のほうに行ってそっちに相談したり、あっち行ったりこっち行ったりして相談される区長さんも多いんじゃないかと思います。

この多面的機能支払交付金事業の事業内容というか、目的、事業内容はどういうものかについて質問をいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

多面的機能支払交付金事業の事業目的と内容はということの御質問に対して御答弁申し上げます。

多面的機能支払交付金は、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的に、農業、農村の有する国土保全や自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を国と自治体が行っております。交付金の交付対象は地域の住民で構成される組織となっており、玄海町では令和元年度より有浦、牟形、値賀の3つの組織を集約した玄海町農地・水広域協定運営委員会という一つの組織が対象となっております。

この交付金の内容としましては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金とに分かれておりまして、農地維持支払交付金では、農道、水路の草刈り作業や施設の点検作業などの保全活動を実施されております。また、資源向上支払交付金では、水路や農道などの施設の軽微な補修作業やヒマワリやコスモスの植栽、空き缶拾いによる景観形成など、地域資源の質的向上を図る共同活動と地域資源である農地を適切に保全管理することを目的として、農業用土水路の更新や未舗装道路の舗装といった施設の長寿命化のための活動を実施されております。

施設の長寿命化のための活動については、令和元年度から交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として工事1件当たりの費用は2,000千円未満と規定されたため、本町の活動組織においても同様の取扱いで活動が行われているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

多面的機能支払交付金事業の事業内容を今説明いただきました。要するに農村地域の自然環境、それから景観の保全、それと施設の整備等もあるかもしれませんが、あくまで地域の住民が主体となって共同で守り、保全をしていきたいと思います、そういう活動に対して交付金が来るということで、この事業主体は、先ほど言われた住民で組織された農地・水広域協定運営委員会というところになるわけですね。役場のほうが事業主体じゃないですから、国から来る交付金をその事業主体のほうに流したり、あるいはその事業目的に合った内容になっているのかなとチェックをするのが役場の仕事になっておるんですよね。ですから、法定外公共物のいろいろ構造物が壊れたりなんかしたときに、まちづくり課で駄目だったから農地・水でやりましょうかと、農地・水だったらできますよというような事例もありますけれども、事業主体は住民ですから、結局、住民のほうに投げ出して——投げ出しているというか、結局は地元のほうでやってくださいという考え方になってしまいますよね。

それから次、河川についてお尋ねをしたいと思います。

玄海町にも2級河川、先ほど町長答弁にもありましたけれども、大きなものとして有浦川、志礼川、座川というのがあります。これは2級河川ですから県管理となっています。県管理となっていますけれども、この河川の一番上流まで、末端まで県が管理するわけじゃないで

すよね。上流のある程度のところまでは県が管理しますということになっています。その上流は法定外公共物扱いになると思いますけれども、この県が管理する基準というか、ここまで管理しますという基準というか、根拠ですね、数値的なものでいかれるのか、例えば、集水面積が幾ら以上だったら県が管理しますよとか、そういう県管理の区域の基準について質問をいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

県管理の2級河川における県管理区域の決定基準はの御質問に対し御答弁申し上げます。

管理区域の決定基準につきましては、県に確認をしましたところ、河川法第5条第1項、第4項、第5項において規定されております。第1項におきましては、1級河川以外の水系で「公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。」と2級河川を定義づけされております。第4項におきましては「都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。」と規定されております。また、第5項では「前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。」と規定されております。

このことから、河川の起点と終点につきましては河川の指定の際に区域決定されるとされておりまして、特に数値等の基準は示されておられません。

なお、河川の下流は最下流の橋、橋梁を終点と決められているとの回答をいただきました。2級河川の起点よりも上流の河川、水路につきましては、その他の法律の定めがない場合は普通河川、通常ですと、いわゆる法定外公共物という取扱いとなります。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

県が管理する区域の決定基準を今説明いただきましたけれども、数値的な根拠はないと、あくまで市町村長と協議をした上、話合いの上で、ここまでしましょうね、ここまでしましょうねということを決めて、そして、議会の議決を経て決定するということですね。

1つまた事例を、ちょっと出していただきたいと思うんですが、（モニターを示す）値賀川内を流れる志礼川、その上流のほうに支流、鬼木川というのがありますけれども、これは小加倉のほうにずっと上っていっています。今の写真は下流のほうに向いての写真ですけれども、この場所から200メートルも行かないところから、そこから下流は県管理の河川ということになっています。ですから、この部分は地元管理ですね、当然、法定外公共物という扱いですから。ただ、河川の幅は2メートル——2メートル以上あるかもしれませんし、高さも2メートル以上——2メートルぐらいあります。こういう状況のところ、（モニターを示す）これはその上流側ですけれども、山の中腹ですから水路の河川の縦断勾配も相当きつい、大雨時の水の流れも相当な速さで流れるということで、両側はブロックをついてあるんですけれども、流れが速いために川底がどんどん洗掘をされて、ブロックの基礎コンクリートが宙に浮いて、ブロックの下、基礎コンクリートの下は抜けるような格好で、田んぼ側が大きく1メートル以上陥没するような箇所があります。この田んぼのもう一つ上の田んぼだと思いますけれども。それだけ陥没していますから、個人さんは石とか泥を詰めて補修されています。町の考え方としては、これも法定外公共物の部類に入るから地元でやってくださいという考えだろうと思いますけれども、幅50センチ、60センチの用水路なら、それは地元でできるかもしれませんけれども、これは河川ですよ、県管理の河川のすぐ上流ですから。私はこれは河川の扱いだと思います。

これを地元でやってくださいといってもできない。そしたら、今の状態のまま災害でブロックが崩れるのを待つのかなと。崩れてしまえば災害復旧工事で対応できますから。そこまで、今、手を入れれば、僅かな工事費はかかるかもしれませんがけれども、結局、長寿命化という考え方の対策ですよ。それを取らないと、災害が起きたら何とかしようというともちょっと疑問が残ります。こういったところを、大きな河川と言われるようなところもやっぱり地元でするべきなのかなという疑問がありますけど、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

志礼川支流の鬼木川における河床洗掘箇所の補修はどこが行うべきかの御質問に対し御答弁申し上げます。

基本的な考え方になりますが、2級河川の志礼川水系の鬼木川につきましては佐賀県において維持管理されています。このため、鬼木川において河床が洗掘され、補修が必要な箇所が確認された場合は、唐津・玄海管内担当であります唐津土木事務所に対しましてその旨を連絡し、補修をお願いして、県で対応していただくこととなります。

もしその補修が必要な箇所が2級河川の起点よりも上流の区間であった場合は、先ほど御答弁させていただきました河川法の適用とならない普通河川、いわゆる法定外公共物ということになりますので、機能管理は地元で行い、財産管理は町で行うという取扱いとなっております。今のところそういった対応になっております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

町の基本的な考え方からすると、これも法定外公共物ですから地元管理ですよという考え方だろうと思えますけれども、法定外公共物、道路にしる、河川にしる、小さいものから大きいものまで様々あるわけですが、小さいものについては、自分たちが使う道路については自分たちで管理しようというのは、当然、住民の皆さんは認識をされていると思います。ですけれども、今示したような大きな河川に該当するようなもの、あるいは上場開発事業で整備された、いわゆる農道と言われる幅員が5メートルも6メートルもあるような町道に認定されていないもの、こういうものは公共性も高く、不特定多数の人々が利用するような状況になっていますから、大から小まで、それと公共性が高いもの低いもの、それを一くくりにして法定外公共物ですから地元でやってくださいという考え方に無理が来ているんじゃないかなというふうに思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

法定外公共物は、規模の大小や公共性の高低など様々で、一くくりにして地元管理するのは無理であるのではないかという御質問に対し御答弁申し上げます。

これも先ほど御答弁させていただきましたとおり、道路法や河川法の適用を受けない道路、河川及び水路の法定外公共物につきましては、機能管理は地元関係者で行い、財産管理は町で行っているところでございます。

議員御指摘のように、これまでは地元管理ということで取扱いをしてきておりますが、以前と比べまして少子高齢化が進み、地区の人口も減少し、管理をする地元の方々の負担は総合的に大きくなってきているのが現状であります。

今後は、この法定外公共物の機能管理について、これまでどおり地元管理としていくものか、もしくは町独自の維持管理基準などを検討していくのか、どのような体制になるかはこの場ではお答えはできかねますが、町として何らかの形で法定外公共物の在り方について検討していく必要があるのではないかと考えております。

先ほど宮崎議員も申されましたように、大から小まであります。また、町内の法定外公共物をリストアップするというと、担当課長に聞きますと相当なボリュームの書類になるように聞いております。先ほど申されましたように、公共性とかいろんなことを勘案し、今後検討していく必要があるかと考えております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

今後検討をしていきたいということですが、じゃ、最後の質問で、また同じようになるかもしれませんが、結局、公共性が高いもの低いもの、一定のある程度の基準を決めて町が管理するべきじゃないかなと思います。

何でもかんでも町に言うてくる、町の負担が大きくなる、そういうことを多分心配されて、守りの姿勢というような格好になっているところもあるんじゃないかなというふうに私は思いますので、何かからかきまで、大も小もとは言いませんけれども、公共性が高くて不特定多数の方が利用される、町道と認定してもおかしくないような法定外公共物については、基準を決めて町管理ということも検討すべきじゃないかなというふうに思います。

それから、当然、住宅があるところには道路がありますから、それも町道に認定されていない法定外公共物がかなりあると思います、住宅地の中ですね。そういうところの舗装、あるいは側溝の整備等についても、今の考え方でいくと法定外公共物ですから地元でやってくださいと。それで、今の制度として原材料支給制度というのがありますけれども、それは田んぼの農道の舗装が壊れて水たまりができたとか、そういうところをちょっと埋めにやいかんというなら、原材料を町から買っていただいて自分たちですというようなこともできますけれども、例えば、住宅地内で壊れたり舗装がやられたときには、今の考え方でいくと

これも地元でやってください、原材料は支給しますよと。ただ、大きな道路になるとアスファルト舗装なんかを自分たちでできるわけがないですね、業者にも頼まにゃいかんというような格好になりますから。

ですから、住民の住環境の整備につながるような新たな補助制度というか、法定外公共物だけじゃなくて、個人が所有して何件かで使用するような私道なんかもあるんじゃないかと思えますけれども、住環境整備の観点から、そういった住環境の向上に向けて圃場整備等々を考えるべきじゃないかなと思えますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

規模が大きく公共性の高いものについては基準を決めて町が維持管理を行うべきではないか、また、現物支給だけでなく生活道路については新たな補助制度を検討すべきではないか、そういった大意の下の御質問に対して御答弁申し上げます。

これも先ほど御答弁させていただきましたとおり、これまでは地元管理ということで取扱いをしてきておりますが、地元管理が困難となっている現状があることを踏まえ、一度検討いたしまして、町として何らかの形で法定外公共物の維持管理に携わっていく必要があるのではないかと考えております。

今後は、法定外公共物の担当であるまちづくり課や、農道、農業用水路の担当である農林水産課にも意見を聴きながら、直接町として維持管理を行うものか、あるいは補助制度を設けていくかなどを含めまして対応を検討して進めてまいりたいと思っております。

宮崎議員が申されますように、いろんな法定外公共物の損壊等のパターンがあると思っております。基本的に、やはり安全性、人的、財産等の破損とか、あと、第1次産業等の収益性、住環境の観点から私もいろいろ情報とか要望も聞いておりました。今後の対応は必要であるということは私も考えておりましたので、果たして法定外公共物の対応が今どのように、どこまでできるということの答弁はできませんが、検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

全国的に人口減少が大きな問題となっておりますが、玄海町においても年々人口が減り、併せて高齢化率も上がってきています。自分たちが使う公共物は自分たちで管理していこうという意識は当然あるものの、人口は減っても道路や水路といった公共物が減ることはありません。地元では手に負えないところが出てきているように思います。行政は時代の流れを的確に見極め、その流れに沿った最適な施策を展開していくことが求められます。

今後、住民に過度な負担とならないよう、双方協力して快適な住環境が維持されていくよう、町当局においても努力していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で宮崎吉輝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

議長の許可を得ましたので、町長、そして、教育長に2件ばかりお尋ねをしたいと思いません。

まず最初に、廃炉事業に思うことということで質問いたします。

今、世界では新型コロナウイルスが世界中を席卷し、全ての国々において人々の移動が制限を受けています。そうした状況の中で経済活動は萎縮し、2008年、2009年のリーマンショックをしのぐ不況をつくり出しています。

こうした状況の中にあって、政府は国民一人一人の生活を守るために特別定額給付金の支給を実施することとしました。国民1人につき100千円の給付金の支給が実施され、また、小規模事業者には事業持続化給付金が新設され、多くの国民の方々が一時的な収入の落ち込みをカバーするために申請をされています。また、地方自治体においても新型コロナウイルスの影響が今後とも長引くとの予想から、さらなる支援が必要だということで、追加の支援策が各自治体で実施されております。

特に玄海町においては、町民1人80千円の商品券がみんなで応援券として440,000千円の給付が実施されました。他市町村にはできない金額が給付され、町民の皆さんは大変感謝をされております。また、1次産業、商工業の皆様には事業持続化給付金を町独自の施策として実施されており、町民皆様の助けとなっております。今回の素早い取組に町民皆さんは大変感謝をされております。

しかし、こうした社会状況の中にあつて、玄海町がコロナ後の町内の景気回復策を考えたとき、どこに目を向けられますか。世界経済や日本経済が混迷を深める中であつて、玄海町がコロナウイルス後の町内景気を持続的に発展させるためにも、現在、40年にも及ぶと言われる廃炉事業を玄海町の経済の牽引役としてもっと研究し、地元にお金が落ちるよう考えてほしいと思っています。

町民は、いまだに廃炉事業による町内の景気感を感じられないとささやかれています。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

井上正旦議員の今現在廃炉事業が進行しておりますが、町民の声として廃炉事業に伴う町内の景気感が何も感じられないなどの質問に対し御答弁申し上げます。

まず初めに、玄海原子力発電所の廃止措置の状況について御説明させていただきます。

1号機につきましては平成29年7月より廃炉作業が開始されており、現在、第1段階の汚染状況の調査、汚染のない2次系設備の解体撤去が行われております。2号機においては、本年6月8日、廃止措置計画について事前了解をし、6月29日より汚染のない2次系設備の解体撤去が開始されたところでございます。

廃炉作業は、放射性物質の減衰を待つため、第1段階の解体工事準備期間から第4段階の建屋等解体撤去まで約40年にも及ぶ長期間の作業でございます。現在、第1段階の2次系の解体作業が始まったばかりであり、廃炉作業に携わっている方は75名程度と聞いております。

今後も長期間にわたることから、1つずつ確実に作業が行われるため、特定重大事故等対処施設関連工事、いわゆる特重ですが、特重工事のように作業員の大幅な増加が期待できるようなものではないと理解しております。

また、発電所の新型コロナウイルス感染症対策において、会食や懇親会を必要最小限とす

るという取組も継続されており、町内における消費活動に追い打ちをかけるとともに、コロナ禍の影響による景気の低迷感も否めないところでございます。

そこで、町としても、先ほど井上議員からも言っていただきましたが、産業持続化支援事業や町民1人当たり80千円の玄海町みんなで応援券を配付させていただき、町の経済活性化を図ったところでございます。

このコロナ禍の先が見えない中、町としての経済対策はもちろんのこと、九州電力に対してこれまでも再稼働や事前了解の際に商工業の振興や地元企業の活性化について要請しておりますが、廃炉事業だけでなく玄海町の地域振興に寄与するよう、今後も継続的に要請してまいりたいと思っております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

それでは、私からのお願いですが、廃炉協定を結んでいる福井県敦賀市、美浜町にあって、廃炉協定で地元経済が潤った事例があれば、ぜひ玄海町においても調査してほしいと思っております。

私たちが知りたいのは、1つ目、廃炉協定の現状、2つ目、廃炉協定が地元経済にもたらしたものは何であるのか、3つ目、地元企業の参入はどうなっているのか、4つ目、地元住民の雇用は増えているのか、5つ目、作業員宿舎での地元食材の調達率はどのくらいなのか、6つ目、商店街の廃炉協定に対する評価はいかがなものか、経済効果はどのような形で現れているのか、協定には事業者は立地地域の振興と発展に最大限努めなければならないとの文言があります。玄海町として今回の関西電力との廃炉協定がいかほどの成果を上げているのか、検証されるべきではないでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

玄海町として今回の関西電力との廃炉協定がいかほどの成果を上げているか検証されるべきではないでしょうかの御質問に対して御答弁申し上げます。

敦賀市及び美浜町では、それぞれ福井県と電力事業者の3者間で平成28年2月10日に廃炉に伴う地域振興などを盛り込んだ原子力発電所の廃止措置等に関する協定書が締結されてお

ります。この協定書は、廃止措置における事業者の責務、廃止措置等に係る報告、廃止措置に伴う安全対策、環境保全対策、地域振興策、住民への理解活動で構成されております。

この協定の現状についてお聞きしましたところ——敦賀市と美浜町ですね、まず、廃炉協定の現状については、協定は継続し、廃止措置等に係る報告を受けられているということでした。

地元経済にもたらしたものについては、工事計画の公表や地元企業の参入拡大などの取組が行われており、企業参入状況については、平成28年から平成30年の3か年で福井県内企業が敦賀発電所が延べ30社、美浜発電所が延べ90社と聞いております。延べ30社、延べ90社でするので、数社が何度もすれば延べ30社、延べ90社となりますので、企業の数はこちらでお示しされませんでした。

御質問の4つ目以降の地元住民の雇用増加、作業員宿舎での地元食材の調達率、地元商店街の廃炉協定に対する評価については、敦賀市も美浜町も把握されていないようでございました。

同じ原子力発電所が立地する自治体として、今後も意見交換をしながら調査研究してまいりたいと思います。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

一方、玄海町ではどうでしょうか。私たちの再三の廃炉協定締結の要望に対して、前任者である岸本町長は町の要望は口頭で願いとすとの答弁を貫き、現在に至っております。

今日、不況感が漂う中、廃炉作業員の宿舎でも地元の食材がどれだけ調達され、購入されていますか。ある人は、野菜にあっては月1回がよかところよという返事が返ってきます。町はどこを見て町民のために行政運営をされているのでしょうか。町民の代弁者として情報を収集して行政運営に生かしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

町はどこを見て町民のための行政運営をされているのでしょうか、町民の代弁者として情報を収集して行政運営に生かしてほしいと思いますが、いかがでしょうかという御質問に対

し御答弁申し上げます。

まず、井上議員が言われている廃炉作業員宿舎は、現在、玄海町にはございません。現在ある宿舎は緊急時対策棟設置工事、特重、特定重大事故等対処施設関連工事の作業員宿舎のみでございます。よって、地元からの調達はこのところあっておりません。

平成30年9月の井上議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、玄海町では廃炉協定は結んでおりませんが、安全協定を見直し、廃止措置の項目を取り入れております。また、廃止措置の事前了解の際に九州電力に対し住民の安全・安心を最優先とした廃止措置を求めるとともに、廃止措置作業においては、具体的な内容、実施時期等に関する計画を公表することにより、地元企業の育成及び活性化に寄与することを求めているところでございます。よって、福井県に準ずるような安全協定となっていると私は考えております。

作業員宿舎については、平成31年3月の井上議員の一般質問の際にもお答えさせていただきましたが、緊急時対策棟設置工事、特定重大事故等対処施設関連工事に従事される作業員の方の宿舎で、8月末現在、旧値賀中学校跡地の大林・前田J Vの作業員宿舎には120人、鹿島・五洋J Vの有徳寮に87人、新田寮に194人、合わせますと約400人ほどがおられます。この宿舎に使用される食材の約4割程度を町内事業者より調達されているとのこと。

私は町長就任以来、町民の皆さんが玄海町に住んでよかったと思えるまちづくりのために多くの人の御意見を聴きながら取り組んできたところです。九州電力に対しても、地元雇用や地元企業の活用、町内消費の活性化を要請しております。繰り返しになりますが、今後も引き続き要請していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

今先ほど町長は廃炉事業をやっていないということですがけれども——廃炉事業をやっていないということでしょう、町長。緊急時対策事業ということをおっしゃったでしょう。（発言する者あり）廃炉事業はやっているじゃないですか、タービン建屋も行って見てきたじゃないですか、議員視察で。あれは廃炉事業じゃないんですかね。タービン建屋の、あらゆる機材を取り外されていたんですけど、あれは廃炉事業じゃないんですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほど申しましたのは、廃炉事業は実際なされております。ただ、廃炉事業に関する宿舍等は玄海町にないということです。それで、特重施設の寮とか、そういったところはあるということの答弁でした。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

それでは、再度お聞きしますが、特重の事業に対しては地元企業は参入されていないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

通告書の中に書いてありませんので、特重事業に対しましてどれだけの事業者が、今、玄海町、地元の方が働いてられるのか、企業が参入しているのかは、今のところちょっと正確な数字はございません。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

それでは、話を変えまして、緊急時対策事業、また、廃炉事業に伴う玄海町への地元経済効果はどのように考えられていますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

廃炉事業に伴う玄海町への地元経済効果をどのように分析されているかということの御質問に対し御答弁申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたが、廃炉作業は現在、準備期間で、まだ本格的な解体工事ではないということもあり、作業員の数も少なく、地元経済の波及効果が少ないのが現状であろうと考えております。しかし、特定重大事故等対処施設建設等に係る作業員宿舍を本町

に設置し、約400人が生活をしておられ、町内での消費はもちろんのこと、食材の購入、清掃業務や町内バス会社が送迎するなど、経済効果はあるものと思っております。

岸本前町長が玄海3・4号機の再稼働の同意の意思を九州電力に伝えられた際、6つの要請を行い、そのうちの一つに玄海町が行う住民福祉の向上及び地場産業の育成並びに商工業の振興等、今後とも誠意を持って玄海町の発展に協力することと要請を行っております。

また、廃炉協定は締結しておりませんが、安全協定の見直しを行い、廃止措置計画の事前了解の際には九州電力に対し住民の安全・安心を最優先とした廃止措置を求めるとともに、廃炉作業においては具体的な内容、実施時期等に関する計画を公表することにより、地元企業の育成及び活性化に寄与することとして経済の活性化を求めています。

また、特重関係の寮ですが、地元の業者さんのほうから納入したいというお話がありまして、そういった納入組合等はその当時ありませんでした。学校給食の納入組合さん等がいらっしゃいますので、まず、寮の食事の食材等についてはそちらの納入組合さんのほうにお話をし、そして、ぜひ寮のほうに食材を納入してもらおうよう頑張ってくださいということではつくっております。そして、建設会社のほうからも時々報告に来られますが、できるだけ玄海町の食材を購入するように努めておりますというお話も聞いております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

敦賀市、美浜町の方が地元経済効果を全く把握していないということはちょっとおかしいですよ。せっきくの廃炉協定がありながら、なぜそういうことをしていないのか、経済効果を調べないのか、行政の怠慢じゃないでしょうかね。

玄海町においては、他市町村に先駆けて、一步踏み込んで、廃炉事業が町の経済において必要だと思いますので、ぜひやってもらいたい。町民の方々がどれだけ廃炉事業に関心があると思われますか。なぜ関心がないのか。その答えは、自分たちの生活に対するメリットがないからではないでしょうか。もし、もっと自分たちの作った食材が宿舎の方々に提供でき、地元の野菜はおいしいとの声が聞かれるようになればどうでしょうか。玄海町の商品や業者の方が出入りすることで宿舎におられる方との関わりも増えて、身近に廃炉事業を感じることができると思います。個人では難しいこともありますが、原発誘致の町として、そのよう

に町民の方々がもっと関わりを持つ関係性を後押しするような施策を継続的にできないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

先ほどの質問に対し御答弁申し上げます。

よその市町村が把握していないということですが、まだ多分、福井県のほうもそれだけ廃炉作業に対する経済的効果がないのではないかなということ、情報を聞いたときにそんなに感じました。これから作業員さんも増えていくことでしょうし、いろんな企業も入ってくると思います。また、寮もできていく可能性もありますし、できるだけ地元の旅館業のところを利用したり、それとあと食材等とかも、寮ができた場合は地元産業を使うように考えているところでございます。

原子力発電所は玄海町において安定した経済活動の場と思っておりますので、再度の答弁になりますが、地場産業、地元企業の活性化や商工業の振興等に寄与するよう、事業者に対し地元企業の活用や商店、飲食店等の利用、また、今後予定されている解体等の本格的な工事に係る作業員の宿泊関係について、先ほど申しましたが、要請しながら地域の活性化について意見交換をしてみたいと思っております。

また、井上議員が申されますように、玄海町には佐賀牛、棚田米、イチゴなど、素晴らしい農畜水産物があります。地元の食材の活用はもとより、今まだ廃炉事業は始まったばかりで大きな経済効果は現れておりませんが、長期にわたる事業でございますので、引き続き廃炉事業が商工業の振興や地元企業の活性化につながるよう、また、雇用等もですね、積極的な町内消費、地元雇用及び地元企業の活用について強く要望してまいります。

今後、廃炉事業が何十年にもわたって、40年ぐらいにわたってありますので、私たちが生きている間に終わらないかもしれません。ただ、私が就任している間にいろんな状況等も出てくると思っておりますので、事業者にはできるだけ玄海町の経済発展につながるよう要請はこれからもしていきたいと思っております。

そしてまた、議員の皆様も、こういったことをすれば地元活性化になるのではないかなというような御意見等がございましたら私たちにお伝えしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

今回、ちまたの声として、前にも述べたように月1回の地元の食材の注文とのことですが、もっと継続的に見直しや経過の確認を行うことをやってもらいたいと思います。町においても、町民皆さんの声が先方に届くよう努力してほしいと思います。

次に移ります。次は町長、教育長に質問したいと思います。

スクールバス、コミュニティバスに兼用のバス停をとということで質問したいと思います。

スクールバスが運行され、同時にコミュニティバスも運行され、今日に至っていますが、この間、私は幾度となく何度も併用したバス停を設置すべきではないかと言いつけてきました。しかし、町は必要がないと思っているのか、いまだバス停の設置は実施されていません。

私の前回の質問でも、教育長は子供たちはバス停で長い時間待つことはほとんどないので必要がないと言いつけられました。しかし、今日では、日々の天気予報さえ地球環境の悪化で予測できない状況となっています。時として猛烈な雨を降らせてます。時に天気予報は50年に一度の大雨と伝えていますが。これらの雨は何日もわたって大雨を降らせてます。お子さんをお持ちのお母さんは、通学時の雨待ちに諦め顔でぼやいています。町にお金がないわけでもないのに、大層な建物を造るわけでもないのに、雨風がしのげるものであればいいのに、もっと町民に優しい行政をしてほしいとの声があります。

また、コミュニティバスを利用されている方はどうでしょうか。ほとんどが高齢者の方々です。暑い中、バス停にしゃがみ込む高齢利用者を私は何度も見かけました。

生活の足になりつつあるバスは乗り遅れたら大変と思われる方も多く、早くバス停に来られ、待つ方が多いと思われまます。暑い夏、寒い冬、大雨のときを思い浮かべて対応する心遣いが必要なのではないでしょうか。生活に密着した支援とはそのようなものだと思いますが、いかがでしょうか。一度施行されたサービスは、一度決めたら変えられない、そのようなものではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

屋根付バス停の設置についての御質問であります。御答弁申し上げます。

まず初めに、コミュニティバスの現在の運行につきまして御説明させていただきます。

コミュニティバスは、平成30年4月から誰でも無償で乗ることができるバスとして運行いたしております。本年8月より新たにマイクロバスを導入し、新たなルートでの運行を始めたところでございます。これまで3つの地区をそれぞれ週2回運行していたものを大きく2つ、主に値賀方面を回る北部ルートと主に有浦方面を回る南部ルートの2ルートといたしました。北部ルートは月曜日、水曜日、金曜日、南部ルートは火曜日、木曜日、土曜日の週3回の運行としております。

続いて、バス停につきましては全部で56か所あり、屋根つきの構築物のあるバス停はコミュニティバスと路線バスの乗り継ぎ拠点として整備した金の手バス停の1か所のみですが、バス停の中には地区公民館などの建物の近くにあり、建物の軒下などで雨がしのげるバス停は16か所あります。しかし、道路脇にあるバス停も39か所ございます。

現在のバス停に暑さ寒さ、雨風をしのぐための屋根つきの構築物を新たに設置するためには、設置するためのスペース、場所が確保できるのか、基礎や土台などを施工できる場所か、唐津土木事務所などの道路管理者との協議など、様々な検討をする必要がございます。

平成30年の運行開始からこれまで利用者の要望や区長さんへの聞き取り等を反映して、バス停の増設、移設等も行っていました。その際、屋根つきのバス停が整備してありますと、利用者の利便性を図るための移設をしたい場合に支障が出ることも考えられるのではないかと思います。コミュニティバスの運行につきましては、町民の皆様からの御意見、御要望、また、地域公共交通会議の委員の皆様から御意見をいただきながら検討しております。

井上議員が言われますように、コミュニティバスとスクールバス兼用のバス停の設置やバス停への屋根つきの構築物の設置につきましては現状では難しいところでございますが、検討を行ってまいりたいと思っております。

スクールバスについては教育長が答弁されると思っております。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

井上議員の御質問、暑さ寒さ対策として屋根付バス停の設置にぜひ取り組んでほしいという御質問に対し御答弁申し上げます。

平成29年12月の第4回定例会において、井上議員からの御質問に対し答弁申し上げました内容と重複する部分については御容赦願いたいと存じます。

玄海みらい学園では、平成27年4月1日の開校当初からスクールバスを利用し、町内各地域から児童・生徒が通学しております。

御質問にお答えする前に、スクールバスの運行について若干4点ほど御説明を申し上げます。

まず、スクールバスを利用できる児童・生徒の条件につきましては、1年生から4年生が通学距離1.5キロメートル以上、5年生から6年生が通学距離2.5キロメートル以上、7年生から9年生が通学距離4.0キロメートル以上と規定しております。本年度のスクールバス利用の申請をした児童・生徒数は、全校児童・生徒438名のうち、79.0%に当たる346名がスクールバス利用です。

次に、スクールバスの路線についてですが、現在、スクールバスは10路線を運行しております。北部方面が5路線、南部方面が5路線でございます。まず、北部方面ですが、外津を対象とした外津路線、仮立、浜野浦、大藪を対象とした仮立路線、下宮、中通、値賀川内を対象とした中通路線、シーライントウンを対象としたシーライン路線、平尾、普恩寺を対象とした平尾路線、また、南部方面は大鳥、湯野尾、座川内、牟形を対象とした牟形路線、轟木、田代、藤平、長倉を対象とした藤平路線、石田、花ノ木、栄、仮屋を対象とした花ノ木路線、小加倉、有浦下を対象とした小加倉路線、有浦上、諸浦を対象とした有浦上路線となっております。

次に、スクールバスの運行時間でございますが、登校時の出発時間が始発の早いところで7時26分、学校到着時間が7時45分から一番遅くて7時53分を目安としており、1路線の所要時間はいずれも30分以内となっております。

下校時は3便で運行しております。1年生から4年生を対象とした15時30分発の便、5年生から9年生を対象とした16時30分発の便、それと、部活動を行う7年生から9年生を対象とした部活便があります。

最後に、児童・生徒が乗り降りする停留所の場所についてでございます。

登校時は、公民館や路線バスの停留所など、待機場所が確保できる道路沿いをスクールバスの停留所として定めております。学校では、校舎西側の施設内道路や体育館北側の駐車場等を利用して車両を停車させ、乗り降りをしております。

スクールバスの停留所は、現在、北部方面が11か所、南部方面が20か所、合計31か所となっております。そのうち、コミュニティバスの停留所とほぼ同じ場所に設置している箇所が12か所となっており、あとの19か所はコミュニティバスの停留所と異なっております。

さて、スクールバスとコミュニティバスに兼用できるバス停をという御提案でございますが、スクールバスの停留所につきましては、児童・生徒の通学状況により停留所の場所を変更することもあるため、固定型の停留所を設置した場合、児童・生徒の通学状況に合わない場合もあり、効率的なスクールバスの運用が難しくなることも考えられます。

近年では、議員がおっしゃいますように、全国各地で豪雨災害が発生するなど予測できない天候不順が多くなってまいりました。しかし、ここに雨風をしのぐような停留所を設置するとなりますと、スクールバスの停留所は道路沿いにあることから、道路管理者である唐津土木事務所等の許可が必要になり、難しい協議になることが予想されます。

このことから、コミュニティバスとスクールバス兼用の屋根付停留所の設置につきましては、これらの課題を解決しなければならず、今後、町執行部と協議し、玄海みらい学園及び玄海みらい学園PTAの意見も伺いながら、その必要性について検討を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

一つの事業がどのように素晴らしいものであっても、時とともに必要とされるものは変わっていきます。よりよい町を目指す町として、事業に対しても計画、実行、そして結果を踏まえた見直しが必要だと思えます。

教育長は固定したバス停は難しいと言われましたけれども、昔、私たちのときを思えば、ちょっと歩いていくぐらいはいいんじゃないですかね。一々バス停を変える必要はないと思いますよ。しっかりしたバス停を造れば、そこまで歩いていく、送っていく、それでいいんじゃないですかね。ちょっとそここのところをお願いします。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

議員おっしゃいますように固定した停留所がいいということですが、例えば、今年度1年生が入学してきて、そこには停留所が全然ありませんでした。それで、保護者の願いで、ぜひうちの近くまで——うちの前までとは言いませんが、うちの近くまでバスが来てほしいという願いが入学前にもございました。そういう願い、要望が毎年出てきます。それで、固定をすると——固定といいますのは、屋根をつけた固定といいますと、次の年、その後、今度はそこに子供が登校しなくなると、その停留所が要らなくなります。それをどうするかということも考える必要があります。毎年、若干停留所が子供たちの住んでいる場所から変わることがありますので、その辺でなかなか固定する、屋根をつけるというのは現実難しいかなと私は考えております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

教育長、教育長もそうですけど、昔は、私たちの小さい頃は、外津地区から値賀小学校まで歩いていったでしょう。こっちでも同じ、仮屋でも大藪から来たり、石田から来たり。そういうことを考えれば、歩かせないじゃなくて歩かせる、そういう考えでやってもらいたいと思うんですけど、そこら辺はどうですか。少しは歩かせる。バス停が動くじゃなくて子供を動かす。それがですね、道草の楽しさがそこに出てくるんですよ。だから、バス停の固定はいいと思いますよ。それぐらい歩くぐらい。教育長は何キロぐらい歩いたらいいかな。昔は何キロで歩きよったね、1キロで言わん。どこでっちゃん、大鳥から来るという人でん、みんな同じ。歩くことで、道草せにゃ子供は頭が発達せんと思うんですけどね。固定という観念をよいほうに取ってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

先ほど御答弁申し上げましたが、玄海みらい学園が開校するときスクールバスを使うか、それとも自転車か、徒歩かという決まりが、先ほどお話ししたとおりキロ数によって決まっておりますので、議員おっしゃいますように、いや、もう少し歩かせていいじゃないかということで考えますと、先ほどの1年生から4年生は1.5キロメートル以上はスクールバスというのを、例えば、2キロメートル、3キロメートルでもいいと、つまり2キロメートル、3

キロメートル未満は歩かせようと、そういう考えも出てきますが、これは私の一存で決めることではありませんので、先ほど申し上げましたとおり、学校とか保護者、PTA、いろんな——もちろん町の執行部とですね、そういうふうに話し合いを持って、このスクールバスの距離に応じた通学手段といえますか、徒歩か、自転車か、スクールバスかというのを見直す作業があると思います。今のところこの規定が生きておりますので、ただ、子供たちは一応スクールバスのバス停が決まったら、そこまでは歩いてくるようにということは学校でも指導しております。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

昨今の気象状況を考えれば、バス停は必要だと思います。教育長は固定のバス停であれば小さな子供たちが大変だということで今言われましたけれども、やっぱり大雨の中、子供たちがたたずんでいる姿はあまりいいものではありません。ぜひともコミュニティバスと併用した屋根のある固定したバス停を考えてほしいと思います。できないではなく、知恵を出し合い、取り組んでほしいと思います。コミュニティバス、スクールバス事業が町民から喜ばれている中で、生活の利便性に沿ったものになるようお願いしたいと思います。

初めに、廃炉事業と町民の関心事ということで質問をしました。少しでも地元にお金が出るように、行政として九州電力、廃炉事業者に地産地消をお願いしてほしいと思います。

次に、スクールバス事業でございますが、コミュニティバス事業、スクールバス事業が町民に喜ばれている中で、仕上げとして、雨、風から学童とお年寄りを守るためのバス停の設置をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時37分 散会